

月報私学

2023
5
VOL.305



山陽学園大学・山陽学園短期大学では、専門知識や技能の修得とともに、人としての生き方・在り方を考えることのできる「人間教育」を進めています。そして、学園創立以来の「一人ひとり」と「人と人との出会い」を大切にするという学風を表す“Student First”をモットーに、学生の目線に立った大学づくりを実践しています。

写真提供 学校法人山陽学園 山陽学園大学・山陽学園短期大学（岡山県岡山市）

CONTENTS

● 私学事業団融資のご案内	2
● 「令和5年度 学校法人等基礎調査」のご案内	5
● マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い／ 加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告(お願い)／ マイナンバーを記入する書類等の提出方法	6
● 令和5年度の年金額	7
● 報酬等の報告に関するQ&A	8
● 報酬等の電子媒体による報告を利用してください／国民年金第3号被保険者にかかる手続き	9
● 令和5年度 第1回私学共済事務担当者研修会／接骨院・整骨院の施術を受けるとき	10
● 私学共済ホームページのご案内／ 私学共済ホームページ 契約施設検索機能の利用方法	11
● 共済定期保険・積立共済年金 令和5年度前期募集	12
● 令和5年度 生涯生活設計セミナーの開催	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

私学事業団融資のご案内

融資部 融資課

私学事業団では、私立学校の校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂・寄宿舎・合宿所などを新築・増築・改修・買収する事業、校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業、実験・実習用機器や通学（園）バスを購入する事業など私立学校教育の振興のために必要な事業に対して幅広く融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利などは3頁の一覧表をご覧ください。

ここでは、融資制度についてご案内します。

融資契約と金利

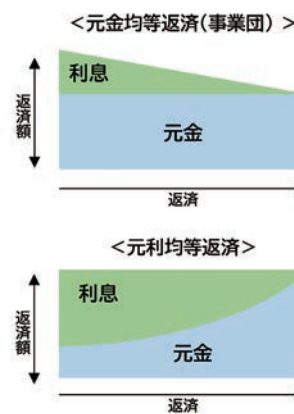
本事業団では「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」により、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約を同時に締結します。

金利は毎月見直しを行っており、契約時の金利を適用します。なお、契約時の金利が償還完了まで変わらない固定金利となっています。

返済方法

本事業団では元金を借入年数で均等に割り振り、残金に対して利息を計算する**元金均等返済**を採用しています。この返済方法では元金残高が早く減る

ため、元金と利息の合計を均等に返済する元利均等返済よりも返済総額が少なくなります。



元金の返済は毎年一回（9月もしくは3月）、利息の支払いは年二回（9月及び3月）の後払いとなっています。

返済期間と据置期間

返済期間と据置期間（利息のみの支払期間）は融資費目ごとに設定されている年限の範囲で自由に設定いただけます。なお、返済期間によって適用金利が変わります。

担保物件

原則として、学校法人等所有の土地及び当該土地上の建物を担保として提供していただきます。その際、本事業

団の抵当権を第一順位とすることが条件となり、担保提供予定の物件に本事業団以外の抵当権がすでに設定されている場合は、当該抵当権者に先順位を事業団に譲ることについて合意いただく必要があります。

担保評価については、土地のみを対象とし、事業団で定められた方法により評価を行います。

融資の上限額

融資額は、次の①～③のうち最も低い金額を上限とします。

①事業査定額

対象事業費 × 融資率

対象事業に対し、補助金が交付されている場合には事業費から補助金を除いた額に融資率を乗じます。

融資率は建物建築の場合80%、建物改修の場合75%など、対象事業によってそれぞれ設定されております。

②資産査定額

純資産の部合計 × 30%

直近決算書の貸借対照表より、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた額に30%を乗じた額が資産査定額となります。

③担保査定額

提供担保物件評価額 × 担保率

担保評価は前述のとおり、土地のみを対象として本事業団で計算します。担保率は80%以内となっており、審査によって決定します。

令和5年度の変更点等

前年度から引き続き、耐震改築・耐震改修事業及び大学附属病院の建替え事業に対する利子助成制度、並びに幼稚園・認定こども園に対する融資条件の優遇が実施されます（4頁参照）。

また、今年度の主な変更点は次のとおりです。

①成長分野への学部再編等を行う大学・高等専門学校への支援を開始しました（3頁参照）。

②利子助成制度について、返済期間30年の場合の助成率が見直されました。

③連帯保証人について、財務状況や財務情報公表状況等により必要とされた場合のみ設定するよう制度を見直しました。

④大学附属病院に対する返済期間30年の融資について、金利を従前の水準から引き下げました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

融資第一係

☎03(3230)7862～7864

融資第二係

☎03(3230)7866～7868

Eメール yushi@shingaku.go.jp

■ 主な対象事業と融資金利、返済期間

	主な対象事業	返済期間	金利 (令和5年4月現在)
一般施設費	校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂などを新築・増築・改修・買収する事業	30年以内 【据置期間2年以内】	1.40%
		20年以内 【据置期間2年以内】	1.00%
	校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業 など	10年以内 【据置期間2年以内】	0.50%
		6年以内 【据置期間1年以内】	0.46%
教育環境整備費	校教具等の整備に必要な資金 教育環境を充実させる等経営に必要な資金	5年6か月以内 【据置期間6ヵ月以内】	0.33%
	大型設備・情報技術の整備等に必要な資金	10年以内 【据置期間2年以内】	0.50%
特別施設費	寄宿舎・合宿所・教職員住宅・大学病院などの建築・改修事業	30年以内 【据置期間2年以内】	1.50% (病院 1.45%)
		20年以内 【据置期間2年以内】	1.10%
	そのための土地の買収 など	10年以内 【据置期間2年以内】	0.60%

(注) 金利は毎月見直しています。最新の金利及び上表以外の事業の金利は、私学事業団ホームページで確認してください。

■ 成長分野への学部再編等を行う大学・高等専門学校への支援について（令和5年度～）

特定成長分野（デジタル・グリーンなど）への学部再編等を行う大学・高等専門学校に対する助成金（大学改革支援・学位授与機構が交付）の対象となった学校法人は、次のとおり融資の利用条件（返済期間）が優遇されます。

	通常の返済期間	支援対象となった場合の返済期間
教育環境を充実させるなど経営に必要な資金	5年6か月以内 【据置期間6か月以内】	10年以内 【据置期間2年以内】
一般施設費 (学部再編等にかかる施設整備事業)	借入額10億円未満の場合は 20年以内 【据置期間2年以内】	借入額にかかわらず 30年まで選択可

■ 耐震化事業等に対する利子助成制度について

利子助成制度とは、私立学校施設の耐震化促進等のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です。

	対象事業	対象学校	利子助成率
耐震改築事業	取り壊しを伴う建替え事業 (取り壊す建物のIs値が0.7未満であること)	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校	【Is値0.3未満の場合】 ▶1～3年目 融資金利と同率 ▶4～20年目 融資金利－0.5%
		専修学校、各種学校	【Is値0.3以上0.7未満の場合】 ▶最大20年間 融資金利－0.5%
	耐震化促進のための補助金の対象となるもの	幼稚園、認定こども園	▶最大20年間 融資金利－0.5%
耐震改修事業	防災（耐震）機能強化にかかる補助金の対象となった改修事業（非構造部材を含む）	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校、各種学校	▶最大20年間 融資金利－0.5%
病院建替事業	築30年を経過した老朽施設の建替え事業	大学（附属病院）	▶最大10年間 融資金利－0.5%

助成業務

■ 幼稚園・認定こども園に対する融資条件の一部優遇について

私立幼稚園・認定こども園を対象とする融資について、以下のとおり①事業査定額及び②資産査定額の上限額が引き上げられます。

	通 常	令和5年度
事業 査定額	建物建築 土地購入 対象事業費 × 融資率 80%	対象事業費 × 融資率 95%
	建物改修 対象事業費 × 融資率 75%	対象事業費 × 融資率 95%
資産査定額	純資産の部合計額 × 30%	純資産の部合計額 × 40%

■ 融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資部 融資課）

事業内容や資金計画、返済計画などについて、随時ご相談に応じています。

新たな借入希望がございましたら、以下の担当窓口までお気軽にご相談ください。

都道府県	担当窓口
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	融資第一係 ☎03 (3230) 7862～7864
三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第二係 ☎03 (3230) 7866～7868
FAX 03 (3230) 8570（融資課共通）	Eメール yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）

「令和5年度 学校法人等基礎調査」のご案内

私学経営情報センター 私学情報室

「学校法人等基礎調査」は、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県の協力を得て実施しています。

対象は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者となります。

本調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。今年度も引き続きご協力をお願いします。

集計結果は『今日の私学財政』（※）として刊行し、学校法人等に活用していただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

（※）『今日の私学財政』には、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人が設置する特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校の集計データも掲載しています。

助成業務

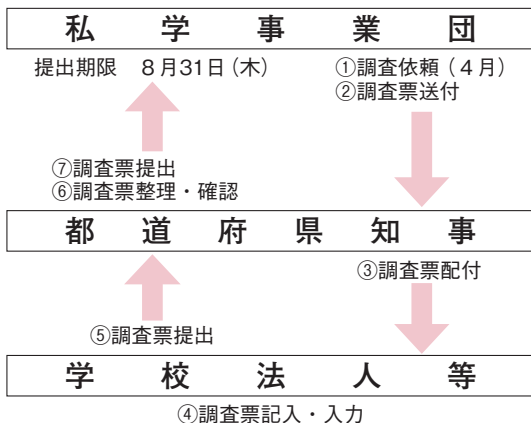
調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。

なお、この調査で得た情報は、前述の目的以外には使用しません。

調査の手順

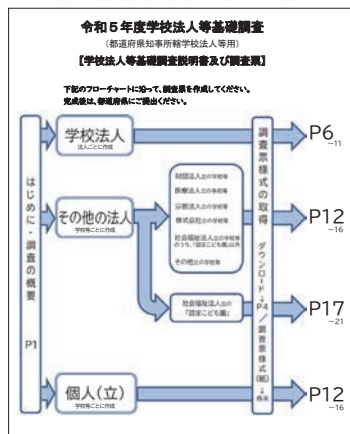
左の手順となります。



説明書・調査票等について

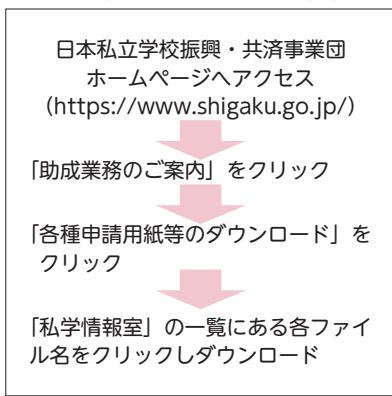
4月から5月にかけて、都道府県から「令和5年度学校法人等基礎調査（都道府県知事所轄学校法人等用）」【学校法人等基礎調査説明書及び調査票】が配付されます。

説明書及び調査票の表紙



巻末にある「調査票（調査票区分1）5【学校法人用】」が、本調査の記入様式です。冊子にある様式及び説明書等は、私学事業団ホームページからダウンロードできます。

調査票等のダウンロード手順



調査票の作成及び提出について

次の三つのいずれかにより作成してください。

・都道府県から配付された調査票様式に記入

・私学事業団ホームページからダウンロードした調査票様式を印刷して記入

・私学事業団ホームページからダウンロードした調査票様式にパソコンで入力したものを印刷

作成の際は、説明書及び記入例を参照してください。また、作成した調査票は都道府県に1部提出してください。印刷は必ずA4サイズの紙に片面印刷とし、5種類の調査票（調査票区分1～5）を都道府県の定めた期限までに提出してください。

ご提出に際しては、必ず今年度用の調査票をご利用いただき、同説明書の「提出前の最終確認」に従って内容をご確認ください。

（注）令和5年度から、「その他の法人・個人」の調査方法及び調査票様式の変更に伴い、都道府県から配付される「説明書及び調査票」が変わりました。学校法人の皆様につきましては変更はありませんので、従来どおりご回答ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03（3230）7840～7844
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

マイナンバーカードの 健康保険証利用促進のお願い

企画室

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が、国会で審議されています（令和5年4月現在）。その中でデータに基づいたより良い医療を受けていただくための取り組みの一貫として、マイナンバーカードと健康保険証（加入者証）の一体化を進め、令和6年秋以降、保険証は廃止とされています。

私学事業団においても加入者証の廃止検討及びマイナンバーカードと加入者証の一体化をより一層進めていく必要があります。事務担当者の皆様には、マイナンバーカードの保険証利用申込を行っていない教職員へ利用申込の案内をお願いします。

なお、加入者証で医療機関の受診はできますが、加入者証で受診するとマイナンバーカードで受診するよりも窓口負担が割高になります。

マイナンバーカードを保険証利用 するメリット

◆健康管理に役立ちます

いつ、どこかの病院で、どの薬を処方されたかマイナポータルで確認できるようになります。また、40歳から75歳までの人は、学校法人等が本事業団に

報告した特定健診等の情報を確認できるようにになります。

◆確定申告が楽になります

過去1年分の医療費の領収書を管理しなくても、マイナポータルで医療費通知情報を管理でき、マイナポータルからe-TAXに情報連携すると、オンラインで確定申告が完結します。

◆保険証として継続して使えます

資格取得等による加入者証の切り替えが不要となるほか、高齢受給者証の持参が不要になります。

なお、資格取得等の届け出は引き続き必要ですので期限内に提出してください。

◆マイナポイント申し込みは9月末まで

5年4月4日現在、5年2月中にマイナンバーカードを申請し、マイナポイントを受け取っていない人は、5年9月末までに申し込みを完了すればマイナポイントを受け取ることができます。

マイナンバーカードの保険証利用については、デジタル庁、厚生労働省のホームページでご確認ください。

デジタル庁「マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード」
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」
https://mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

加入者・被扶養者にかかる マイナンバーの報告（お願い）

業務部 資格課

「資格取得報告書DL」及び「被扶養者認定申請書DL」に記入された加入者・被扶養者のマイナンバーは、オンライン資格確認や情報連携（届出書類等の添付書類省略など）に使用されます。各用紙の記入欄には、本人確認を行うため、誤りのないよう正確に記入してください。加入者・被扶養者の本人確認方法等の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼マイナンバー（社会保障・税番号）制度▼私学事業団のマイナンバー制度の取り扱い▼「資格取得報告書」被扶養者認定申請書」へのマイナンバー記入に関する留意事項」を参照してください。

◆訂正や変更の手続き

記入した加入者、被扶養者情報（氏名漢字・カナ・生年月日・性別・住所）に誤りがあると、正しいマイナンバーの報告があっても収録できません。加入者、被扶養者情報の訂正や変更をするときは、「加入者異動報告書DL」・「被扶養者異動報告書DL」により速やかに届け出てください。また、加入者・被扶養者のマイナンバーが変更になった場合や、新たにマイナンバーが交付された場合は、「マイナンバー更新連絡票DL」により届け出てください。

マイナンバーを記入する書類 等の提出方法

業務部 資格課
年金部 年金第一課

簡易書留等をご利用ください

マイナンバーを記入する報告書等を提出する際は、誤送付等による情報漏えいを防止するために、配達記録が残る方法（簡易書留等）の利用を推奨します。

◆マイナンバーを記入する主な書類等

- ・「資格取得報告書DL」
- ・「被扶養者認定申請書DL」
- ・年金等給付関係の請求書等

電子媒体の暗号化

「資格取得報告書DL」の電子媒体による報告は、必ず暗号化を行ってください。私学共済ホームページに「電子媒体暗号化ツール」を掲載していますので、ダウンロードをしてご利用ください。

なお、提出する際は、書類の場合と同様、誤送付等による情報漏えいを防止するために、配達記録が残る方法（簡易書留等）の利用を推奨します。

ご理解、ご協力をお願いします。詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼電子媒体での申請」をご覧ください。

令和5年度の年金額

年金額は1・9%又は2・2%の引き上げ

年金部 年金第一課

令和5年4月1日に、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第117号）」及びその他関係政令が施行されました。これに伴い、5年度の年金額等は次のとおりとなります。

年金額

5年度の年金額は、原則（※1）、次のとおりとなります。

67歳以下の人（昭和31年4月2日以後生まれ）：2・2%の引き上げ

68歳以上の人（昭和31年4月1日以前生まれ）：1・9%の引き上げ

※1 年金額は、本来水準と従前保障の計算を比較し、いずれか高い額を支給しています。従前保障の計算による年金額は、生年月日にかかわらず、1・9%の引き上げとなります。また、年金の種類や加入記録等によっては、年金額が減額になることがあります。

年金額改定の考え方

◆年金額の改定ルール

年金額は、物価や賃金の変動に合わ

せて毎年度改定するしくみです。具体的には、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、67歳以下の人には名目手取り賃金変動率を、68歳以上の人は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

また、マクロ経済スライド（※2）による調整が併せて導入されています。※2 少子高齢化の進展等に対応するために、公的年金被保険者数の変動や平均余命の伸びに基づき、物価や賃金の変動がプラスの場合に年金額を抑制するものです。

◆5年度の年金額の改定

総務省から、令和4年平均の「全国消費者物価指数」が公表され、対前年比プラス2・5%となりました。一方、「名目手取り賃金変動率」はプラス2・8%でした。

このため、5年度の年金額は、67歳以下の人は名目手取り賃金変動率（プラス2・8%）を、68歳以上の人は物価変動率（プラス2・5%）を用いて改定します。

また、マクロ経済スライドによる調整（マイナス0・6%）（※3）が反映されます。

以上のことから、5年度の年金額は原則、67歳以下の人にはプラス2・2%を、68歳以上の人にはプラス1・9%を基準に改定することになりました。

※3 5年度のマクロ経済スライドによる調整（マイナス0・3%）と、3年度の未調整分（マイナス0・1%）、4年度の未調整分（マイナス0・2%）の合計です。

在職中の年金支給停止の基準額

老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者等（私学在職を含む）である間の年金の支給停止について、停止額を計算する際の基準額が、次のとおり改定されました。

【支給停止調整額】47万円↓48万円

年金額の通知書等の送付

改定後の年金額は、「改定通知書」でお知らせしています。

改定後の年金額の支給は、6月定期支給（4・5月分）からです。

◆「改定通知書」が送付されていない人

後日「決定・改定・支給年金額変更通知書」等により改定後の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢厚生年金の繰下げ待機をしている人には、支給開始の申し出

をするまで「改定通知書」、「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付しません。

◆年金額の算定期間を改定するとき

私学共済の老齢厚生年金の受給権者が私立学校等に在職中（第4号厚生年金被保険者）の場合、受給権発生後の加入期間を年金額の算定期間に反映するタイミングは次の①～④のいずれかになります。

- ①退職したとき
- ②65歳に到達したとき
- ③毎年9月1日（65歳以上の人に限りです）
- ④70歳に到達したとき（在職中であっても年金制度を脱退したものとみなします）

◆在職中の「改定通知書」の年金額

年金額は受給権発生時点又は前記①～④の時点より前の加入期間を算定基礎として計算しています。

「改定通知書」の詳細は、本誌に同封している年金者向広報「共済だより」6月号をご覧ください。

注 退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が「E」又は「F」の年金）は改定のルールが公的年金とは異なるため、今回は通知の対象になりません。

報酬等の報告に関するQ&A

業務部 資格課

報酬等の範囲

Q1 報酬や賞与にはどのようなものが含まれますか。

A1 報酬及び賞与（以下「報酬等」といいます）は、実際に提供された勤務に対する対価に加え、給与規程等に基づいて学校法人等が経常的（定期的）に加入者に支払うものは、すべて含まれます。

また、雇用契約を前提として学校法人等から食事、住宅等の提供（現物給与）を受けている場合も報酬等に含まれます。

Q2 退職手当は報酬等に含まれますか。

A2 退職手当が退職時に一括して支払われる場合は、報酬等を含めません。ただし、毎月の給与や賞与に上乘せして前払いされる場合は、加入者の通常の生計に充てられる経常収入と扱うことが妥当であるため、報酬等に含まれます。

Q3 処遇改善手当は、報酬等に含まれるべきですか。どのように報告すればよいですか。

A3 処遇改善手当も報酬等を含めます。ただし、支給方法によって報告方法が異なります。

毎月、一定額を給与に含めて支給する場合は、報酬として「標準報酬基礎届書^{DL}」等の提出時に報告してください。年に3回までの一時金として支給する場合は、「賞与等支給報告書^{DL}」に賞与区分「その他の手当」として報告してください。

資格取得時

Q4 資格取得時の報酬月額はどういうに報告したらよいですか。

A4 基本給の他に通勤手当、扶養手当、住宅手当などの諸手当、また、所属部署において、常態として残業がある場合は、月平均の残業時間に対する残業手当などの見込み額を加えた額を、これから受けるであろう報酬月額として報告します。

なお、月途中で資格取得した場合も、すべての報酬を月収換算した額で報告してください。

実績によって報酬が変わる場合は、取得月の前月1か月間にその部署で同じような業務に就いて同じような報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。日給、時給なども同様に取り扱いいます。

Q5 資格取得時に届け出た報酬月額と、取得後に実際に支払った額が違う場合、訂正は必要ですか。

A5 日給者や時給者の実際の出勤日が異なった場合や、実績に応じて支払う非固定的給与の見込みの誤りにより報酬月額が相違した場合は、訂正の必要はありません。固定的給与の算定誤りがあった場合は、**Q13**を参照のうえ訂正してください。

随時改定

Q6 給与計算期間の途中で昇給・降給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行うのですか。

A6 昇給・降給した報酬の支払いが実績として1か月分確保された月（※）を起算月として扱います。その月以後3か月に受けた報酬を算定基礎として随時改定の判断を行います。

※昇給・降給を反映した支払基礎日数が17日、短時間労働加入者にあつては11日を満たした月となります。

【例】当月末締め・翌月末払い・当月15日以降に給与単価が上昇した場合↓翌々月を起算月とします。

Q7 週及してベース改定や諸手当の支給を行った場合、随時改定の起算月はいつになりますか。

A7 実際に差額支給のあった月を起算月とします。ベース改定された月や、本来の支給開始月まで遡っての

随時改定にはならないので注意してください。

なお、差額は除いて算定します。

Q8 変動月を含む3か月の間に、通勤手当のように数か月分まとめて手当等を支給した月がある場合、どのように報告すればよいですか。

A8 当該手当を1か月分に割り戻して報告に含めてください。

産休・育休終了時改定

Q9 起算月を教えてください。

A9 休業終了日の翌日が属する月を起算月とします。当該月の報酬の支給がない場合や、支払基礎日数を満たさない場合でも、その月が起算月となりますので注意してください。

Q10 育児休業を終了した日の翌日が属する月から3か月すべての支払基礎日数が17日（短時間労働加入者にあつては11日）を満たさないと改定はできないのですか。

A10 産休・育休終了時改定は、3か月のうち、少なくとも1か月は支払基礎日数が基準を満たしている必要があります。3か月すべて満たしている必要はありません。

即時改定

Q11 即時改定は、定年退職時の1回のみしかできませんか。

A11 即時改定の要件に該当すれば、回数制限はありません。

【例】定年退職後に再雇用され、その契約が一旦終了した後に一日の空白もなく再雇用された場合↓報酬が1等級以上変更になれば対象となります。

全般

Q12 各種改定届の提出が改定月の10日の期日を過ぎてしまいましたが、提出は可能ですか。また、いつから改定されますか。

A12 期日を過ぎても受け付けますが、掛金等や給付金の調整等が生じる可能性があります。

また、6か月以上遡及する場合は別途遅延理由書等の提出が必要です。報酬月額改定は、改定すべき月に遡って適用されます。ただし、掛金等の徴収の時効により届け出の遡及は2年に限られます。

Q13 定時決定や標準報酬月額改定、資格取得の際に報告した報酬月額が誤っていた場合、どのようにすればよいですか。

A13 「報酬月額訂正申出書DL」に記入して提出してください。

Q & Aの詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」資格と掛金等▼報酬とは▼標準報酬月額と標準賞与」をご覧ください。

報酬等の電子媒体による報告 を利用してください

業務部 資格課

◆電子媒体により報告できる書類

資格関係書類のうち、次の①～④の書類は、電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）での報告が可能です。

- ① 定時決定の「標準報酬基礎届書DL」
 - ② 賞与等支給時の「賞与等支給報告書DL」
 - ③ 随時改定の「標準報酬月額改定届書DL」
 - ④ 資格取得時の「資格取得報告書DL」
- 詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」資格と掛金等▼電子媒体での申請」をご覧ください。

◆注意

- ・ 電子媒体報告への切り換えに申請・承認は不要です。
- ・ 提出する前に必ず「電子媒体作成機能」でチェックしてください。
- ・ 「資格取得報告書DL」は必ず暗号化してください。提出方法は、本誌6頁「マイナンバーを記入する書類等の提出方法」を参照してください。
- ・ 前記①②の書類は、電子媒体で報告すると、その後は私学事業団から様式用紙の事前送付はしません。報告漏れに注意してください。
- ・ 電子媒体での報告を取りやめ、様式用紙の送付を希望する場合、①は4月末まで、②は支給予定月の2か月前までに文書で申し出てください。

国民年金第3号被保険者にかかる手続き

業務部 資格課

◆第3号に該当する人

加入者（65歳未満）に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請を行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者関係届DL」（以下「第3号届DL」といいます）も提出してください。

なお、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者になる等）でも、要件を備えていれば第3号になることができます。

◆第3号の資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を備えた日となります。ただし、私学事業団の被扶養者認定年月日と第3号の資格取得年月日が異なる場合もあります（被扶養者認定申請が事由発生日後30日を経過し、事由発生日からの認定ができなかった場合等）。

第3号の資格取得年月日は、お近くの年金事務所に確認してください。

◆海外特例にかかる手続き

日本に住民票がなく、海外に居住している配偶者は第3号になることができます。ただし、国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当する場合は、

「第3号届DL」により届け出をすることと第3号となることができます。帰国したときも届け出が必要となりますので注意してください。

◆第3号の資格喪失にかかる手続き

配偶者が被扶養者の要件を欠いた場合、第3号の資格も喪失します。

・ 配偶者の死亡及び海外居住（海外特例者を除きます）の場合は「第3号届DL」と「被扶養者取消申請書DL」を提出してください。

・ その他の事由、例えば配偶者の就職・収入増、離婚等で被扶養者の要件を欠くときは「被扶養者取消申請書DL」のみ提出してください。

◆「第3号届」を提出すると

本事業団で受け付けた「第3号届DL」は、日本年金機構に進達し審査されます。このため、日本年金機構が学校法人等へ照会することがあります。照会に対しては日本年金機構に直接回答してください。なお、本事業団から日本年金機構への進達及び日本年金機構での審査にはおおむね2～3か月を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響します。届け出漏れ等がないよう注意してください。

令和5年度 第1回 私学共済事務担当者研修会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会は、事務担当者に、私学共済制度の業務内容を理解していただくことを目的としています。

全国のガーデンパレスで27回（「資格・短期」コース14回、「年金」コース13回）開催しますので、ぜひお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合は、私学共済ホームページでお知らせします。

◆開催日及び会場等

7月12日（水）～8月8日（火）

詳細は、4月調定分掛金等納付通知書（5月15日発送）に同封する「開催案内（参加申込書付）」又は私学共済ホームページ（お知らせ一覧）をご覧ください。

◆参加対象者

学校法人等の私学共済事務担当者

◆研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について、テキスト及び「事務の手引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

◆参加費

1コースにつき10000円

◆研修時間

9時30分～16時30分

◆申し込み方法等

(1) 研修コース

「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。

ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込むことはできませんので注意してください。

(2) 申し込み方法・期限

開催案内の「令和5年度 第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、5月31日（水）【必着】までに、私学事業団共済事業本部宛てに郵送してください。

(3) 参加通知

参加の可否は、6月中旬に学校法人等宛てに書面で通知します。

・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。

・応募者が著しく少ないコースは、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

支給対象となる傷病とならない傷病

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険適用の療養費の支給対象となる傷病とならない傷病があります。

◆支給対象となる傷病

・外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
・骨折・脱臼の施術は応急手当のみです。応急処置後の施術には医師の同意が必要です。

◆支給対象とならない傷病

・単なる肩こり
・スポーツ等による筋肉疲労
・病氣（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
・単なるマッサージ代わりの利用など
・症状改善がみられない長期の施術

施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険適用の療養費として支給対象となるのは一部の施術のみです。

私学事業団では、施術内容が療養費の支給対象かどうかを確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行う場合があります。照会文書（加

入者ごとに封入されています）を学校法人等宛てに送付しますので、該当の加入者に配付をお願いします。

◆主な照会内容

・施術した負傷の原因
・通院期間
・施術した部位

◆照会の回答方法

・照会文書を受け取った加入者は、施術を受けたときのご自身の記憶や施術を受けた所で交付された施術日の領収書などから、分かる範囲で記入してください。記憶が曖昧な箇所は無理に記入せず、「曖昧である」旨を記入してください。

・記入した回答書は、同封の返信用封筒で郵送してください。宛て先は本事業団の委託先（株式会社オークス）となります。

◆よくある問い合わせ

Q1 施術内容の照会文書を受け取りましたが、何のために回答するのですか。

A1 接骨院・整骨院で保険適用となる施術は限られているため、保険適用外の施術が含まれていないかを確認し、保険診療の適正化を図ることが目的です。接骨院や整骨院の受診を制限するものではありません。

Q2 照会文書は誰が回答するのですか。

A2 記入も含め、施術を受けた本人が回答してください。

私学共済ホームページのご案内

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページでは、私学共済制度に関するさまざまな情報を掲載しています。また、緊急時や災害時にかかる対応も随時お知らせしています。

私学共済制度がわかる

私学共済事業を次の四つに分類し、各事業の内容を詳細に説明しています。

- ・資格と掛金等
- ・短期給付（健康保険）
- ・年金等給付
- ・福祉事業

よくある質問（Q&A）

私学共済制度にかかるよくある質問（Q&A）を掲載しています。お問い合わせの前に、まずはこちらを疑問点の解消にお役立てください。

契約施設の検索ができる

福祉事業で行っている、料金の割引や補助の対象となる契約施設について、最新の情報を掲載しています。詳細は、以下の「私学共済ホームページ 契約施設検索機能の利用方法」をご覧ください。

参照してください。

直営宿泊施設の予約ができる

「しがくのやど」のページでは、私学事業団が運営する8か所の宿泊所・保養所の情報を掲載し、宿泊予約もできます。

事務担当者向けの刊行物

私学共済の事務を行うための手引書で、手続き方法や給付内容を解説した「事務の手引」や事務担当者連絡会、研修会のテキストなど掲載しています。

注目情報・注目ワード

時機に応じて、特にお知らせしたい情報を掲載しています。

様式用紙等ダウンロード

各種手続きの際に使用する様式用紙等のダウンロードができます。

私学共済ホームページURL
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



共済業務

私学共済ホームページ 契約施設検索機能の利用方法

福祉部 保健課・広報相談センター 広報班

契約施設とは

私学事業団では全国の宿泊施設やレジャー施設等と契約しており、加入者（任意継続加入者を含みます）及びその被扶養者は利用料金の割引を受けることができます。また、一部の施設（健康増進宿泊施設、厚生施設）は、補助券を使用することで利用料金の一部が補助されます。使用時の注意点は「私学共済ブック2022・2023」をご覧ください。

契約施設検索機能

加入者に契約施設検索機能をご案内ください（私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼割引情報▼契約施設検索）。都道府県や用途（人間ドック契約健康増進宿泊施設、厚生施設等）による絞り込み検索ができます。

契約施設の内容は随時更新しますので、最新の情報を確認することができます。

契約施設検索機能の利用方法

分類

都道府県

検索ワード

表示件数

人間ドック契約健康施設一覧

人間ドック契約健康施設一覧

百貨店割引一覧

専門店割引一覧

葬祭店割引一覧

スポーツ施設一覧

厚生施設一覧

健康増進宿泊施設一覧

相互利用契約施設一覧

都道府県

すべて

北海道ブロック

北海道

東北ブロック

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

クリア

検索

①用途（分類）で絞り込む

②都道府県で絞り込む

③検索ボタンをクリック

④検索結果が一覧表で表示される

検索結果（令和5年4月3日現在）

人間ドック契約健康施設一覧

割引料金（一部の施設を除きます）で利用することができる健康施設の一覧です。

共済定期保険・積立共済年金 令和5年度前期募集

福祉部 貯金・貸付課

共済定期保険(きょうせいていきほ)

◆共済定期保険とは

加入者の多様な保障ニーズに応えて、遺族の年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度で、一般の生命保険に当たります。

現在、約6万名を超える加入人員のスケールメリットを活かした、お手頃な保険料で加入できます。

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

◆家族年金コース・医療保障コース・医療費支援コース

個人加入コースは、「家族年金コース」(死亡・高度障害保障)への加入を条件として、その他のコースも加入することができます。

また、家族(配偶者・子ども)が加入できるコースもありますが、加入者本人が同じコースに加入していること及び加入者の保障の範囲を超えないことが条件となります。

【資料の送付】

4年8月2日以後に新規・再資格取得し、5年4月18日現在も加入者で、共済定期保険未加入の人を対象に、募集資料等を、個別封筒にて5月中旬～下旬(ブロック広報誌「春号」と同時期)に単独で送付します。

個別封筒には、氏名等やおすすめプランを印字した「加入申込書」等を封入していますので、到着後、該当者に配付してください。

その他の加入者には、共済定期保険関係書類(印字のない「加入申込書」等)を「ブロック広報誌」春号に同封していますので、希望者に配付してください。

◆学校加入コース

学校加入コースは、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備える制度です。学校法人等に所

属する加入者に対し、業務中、業務外を問わず24時間保障します。共済定期保険事業「家族年金コース」と同一契約で運営しているため、保険料のスケールメリットが得られます。

学校法人等が保険料を負担し、弔慰金・死亡退職金等として死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

原則、全額損金として処理できます。1年更新で1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

10万円～300万円の10種類の中から、全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

お問い合わせは専用フリーダイヤルを利用してください。

共済定期保険専用ダイヤル(無料)
0120(716)267
(平日 9時～17時15分)

積立共済年金(つみきょう)

◆積立共済年金とは

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる、公的年金を補完する制度です。

この原資は、当制度の委託先保険会社が行うため、投資銘柄を個別

令和3年度配当率(参考)

家族年金コース
学校加入コース

約50.11%

医療保障コース

約48.38%

- 家族年金コース・医療保障コース・学校加入コースは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付します。
- 個人加入の配当金は前年10月1日時点の加入者に還付します(期間脱退者には配当はありません)。
- 配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払う配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は今後変動することがありますので、記載の配当金率は将来の支払いを約束するものではありません。
- 3大疾病保障コース・医療費支援コース・長期休業補償コースには、配当金がありません。

に指定する必要があります。

現在、当制度には3万人以上が加入しており、そのスケールメリットを活かして、有利な予定利率（今年度は1・25%）で運営されています（将来、変動することがあります）。

また、税法上、掛金は所得控除の対象となるため、節税効果もあります。

【資料の送付】

「募集リーフレット」、「加入申込書」及び「コース加入・口数変更申込書」は、5月中旬～下旬に発送します。

また、私学共済ホームページにも同時期に掲載しますので、ご活用ください。

募集期間

6月1日（木）～6月30日（金）【必着】

申し込み方法

◆共済定期保険

令和5年10月1日から加入できる前期募集では「家族年金コース」、「医療保障コース」、「医療費支援コース」及び「学校加入コース」の新規加入の申し込みを受け付けます。

※後期募集では、前期募集のコースのほか「3大疾病保障コース」と「長期休業補償コース」の加入申し込みを受け付けます。

申し込みの際は、パンフレットに記載されている加入資格（告知内容）及び支給条件等を確認し、手続きしてください。

◆積立共済年金

前期募集では「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

◆共通

掛金は、加入申込時に指定した本人名義の口座から自動振替により徴収しますが、書類は学校法人等を通して提出してください。

送付先

〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-15
私学事業団
福祉部 貯金・貸付課貯金係

詳しく知りたい場合

学校法人等を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに共済定期保険及び積立共済年金の詳しい説明を行います。

希望する場合は貯金・貸付課貯金係までお問い合わせください。

私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼福祉事業▼積立共済年金制度・共済定期保険事業にも詳細を掲載しています。

令和5年度 生涯生活設計セミナーの開催

福祉部 保健課

私学事業団では、教職員生涯福祉財団との共催により、加入者の退職後のセカンドライフを豊かで実りあるものにするための一助となるよう、「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。ぜひ参加してください。

◆開催日・会場・募集人数

開催日・会場	募集人数
7月27日（木） 東京ガーデンパレス	各35名
8月1日（火） 東京ガーデンパレス	
8月4日（金） 福岡ガーデンパレス	
8月7日（月） 東京ガーデンパレス	
8月9日（水） 京都ガーデンパレス	

◆対象者

加入者とその配偶者

◆参加費

一名につき 2000円

テキスト代・昼食代等を含みます。

◆時間

9時30分～17時
セミナーは、講義と実習を併用して行います。

◆宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自己負担となります。

◆申し込み方法

次の①～⑦を明記のうえ、封書でお申し込みください。また、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼生涯生活設計▼生涯生活設計セミナーから申し込みすることもできます。

- ①参加者氏名（年齢）
- ②加入者記号番号
- ③参加者の郵便番号・住所
- ④参加者の電話番号
- ⑤所属学校名
- ⑥学校の電話番号・内線番号
- ⑦希望日（第2希望まで）

◆申し込み・問い合わせ先

〒160-0004
東京都新宿区四谷3丁目12番地
フロンティア四谷 6階

一般財団法人 教職員生涯福祉財団
「セミナー担当」

☎03（5368）1882

◆申込締め切り日

6月23日（金）【必着】

注 申込者数が募集人数を超えた場合は抽選となります。結果は締め切り日から7日以内に参加者に連絡します。

◆共催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは5月25日(木)【必着】です。

貯金関係の書類の送付先は、以下のとおりです。誤り
のないよう注意してください。〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部 貯金係

【福祉部 貯金・貸付課】

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧
表を、5月19日(金)に学校法人等宛てに発送します。

該当する加入者に配付してください。

※対象となる加入者は、4月1日現在の加入者期間が通
算して25年、30年、35年、40年、45年等の節目に当た
る人です。※令和3年度発行分の有効期限は、6年3月31日まで特
別延長します。

【福祉部 保健課】

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入
者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険
会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度です。加
入者にぜひ加入を勧めてください。なお、保険に加入できる時期は、住宅貸付申し込み時
のみです。貸付金の償還途中で加入することはできませ
んのでご注意ください。

【福祉部 貯金・貸付課】

子ども・子育て拠出金率は据え置きです

令和5年4月分(5月末納期限)からの子ども・子育て
拠出金率は、現行の0.36%に据え置きとなりました。

【業務部 掛金課】

レターデジタル版をご案内ください

レターデジタル版は、ホームページ上で実際に冊子を
めくるイメージで閲覧でき、検索機能やリンク機能が付
いており、利便性に優れています。時機に応じた私学共済制度に関する情報を分かりやす
く説明し、絵画・健康・旅行など加入者の皆様に興味を
持っていただけるような読み物記事も掲載しています。掲載場所を加入者の皆様に伝えていただくことで、私
学共済制度の内容や手続きなどをお知らせすることができ
ますのでぜひご案内ください。私学共済ホームページ〔私学共済
事業のご案内▶刊行物▶加入者向け
の刊行物▶加入者向広報「共済だ
より レター」〕に掲載しています。

【広報相談センター 広報班】

5月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 3月調定分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 4月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り 特健 特定健診結果データ提出期限 (令和4年度最終・必着)
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金等 4月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金等 4月調定分納期限 貸付 6月22日送金分申込締め切り

6月の共済業務スケジュール

1日(木)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 5月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 7月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

人事異動

職員の（ ）内は前職

◆役員

理事

令和5年3月30日付

退任 舟橋 徹

退任 齊藤 修

令和5年3月31日付

退任 小瀬 孝雄

令和5年4月1日付

新任 永山 裕二

新任 吉田 博之

新任 菊池 裕明

◆本部職員

令和5年4月1日付

企画室長 廣田 聖志

(人事課長)

総務部長 吉田 秀樹

(助成部長)

監査室長 荒谷 泉

(企画室次長)

私学経営情報センター長 小林 一之

(融資部長)

融資部長

岡田 綾子

(財務部次長)

助成部長

野田 文克

(私学経営情報センター長)

業務部長

臼井 麻理子

(企画室参事(共済業務))

企画室次長(システム管理室次長併任)

家坂 友幸

(システム管理室参事(助成システム))

財務部次長

中田 哲也

(補助金課長)

企画室参事(共済業務) 木村 寛

(企画室主幹(共済業務))

総務課長 徳永 博一

(修学支援課課長補佐)

総務部参事(総務担当) 岩瀬 俊彦

(資格課長)

人事課長

山村 和生

(総務部参事(総務担当))

経理第一課長

横山 淳

(審査・管理室長)

システム管理室参事(助成システム)

中村 真規

(システム管理室主幹(助成システム))

経営支援室長

三島 木武

(経理第一課長)

審査・管理室長 新倉 健二

(経営支援室長)

補助金課長

錫田 卓矢

(総務課長)

運用第一課長

荒井 康之

(東京臨海病院事務部次長)

資格課長

野口 正治

(運用第一課長)

保健課長

多田 吉伸

(管理課課長補佐)

管理課長

喜入 隆司

(保健課長)

◆東京臨海病院

令和5年4月1日付

健康医学センター長 山田 俊夫

(消化器内科部長)

◆会館

令和5年4月1日付

宮城会館館長 寺井 伸二

(管理課長)

九州会館館長 森田 正

(京都会館管理部長)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査に関するお願い

●大学法人～小学校法人の皆様へ

「基礎調査票e-マネージャ」等の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用いただいている学校法人ポータルサイトにおける「基礎調査票e-マネージャ」、「私学情報提供システム」、「電子窓口」等については、原則、終日ご利用いただけます。なお、システムメンテナンス等で休止する場合は別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。

●大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

「学校法人基礎調査」1回目提出のお願い

・提出調査票内容(学生数調査、教職員調査)

①学校法人の概要・役員数等 [010]～[075]

②各種学生数等 [110]～[121]

③学生等一人当たりの納付金 [130]

④教員・職員数等及び個人票 [210]～[250]

※【 】は調査票区分を表しています。

・提出期限：令和5年5月31日(水)

詳しくは、「令和5年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』」をご覧ください。『操作マニュアル・入力要領』は、e-マネージャの「連絡用掲示板」及び「電子窓口」に掲載しています。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
☎075 (411) 0111 (代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、
②番出口から徒歩8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com>

京都たびストーリー「四季彩プラン」

人気の2食付きの宿泊プランを期間限定、特別価格で利用できます。

1泊2食(1名1室/1名様) 13,800円 → 10,000円
1泊2食(2名1室/1名様) 12,800円 → 10,000円

取扱期間: 令和5年6月1日～7月31日

・夕食は、京会席・フレンチ・京おばんざいから選べます。宿泊申し込み時にご指定ください。また、追加料金(1,000円)で和洋折衷会席に変更できます。

・朝食は、セットメニュー(和定食又は洋定食)からお選びください。

・京都市宿泊税200円が別途必要です。



夕食 京会席 (イメージ)

湯河原 敷島 かん 館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755
JR「湯河原駅」から「奥湯河原」行き又は「不動滝」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前

金目鯛コース

「敷島館」自慢の源泉掛け流し温泉で湯浴みをした後は、相模湾名産の金目鯛の姿煮と会席料理をお楽しみください。

1泊2食(2名1室/1名様) 12,700円～

取扱期間: 通年(年末年始・盆休みを除きます)

・金目鯛の姿煮は2～3名様につき一尾を用意します。

・上記以外に「お刺身コース」(1泊2食12,700円～)も用意しています。

・2名様以上でお申し込みください。



夕食 金目鯛コース (イメージ)

融資事業のご案内

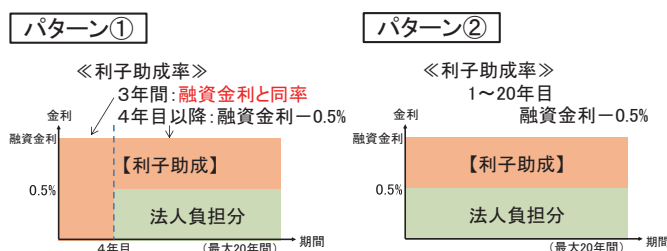
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図: 返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。

※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和5年4月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
	1.40	1.00	0.50	0.46
寄宿舎などの建築・用地取得	1.50	1.10	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.33

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp